



Better Health, Brighter Future

会社名 武田薬品工業株式会社
代表者 代表取締役社長 長谷川閑史
(コード番号 4502 東証第1部)
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部
Tel 03-3278-2037

News Release

2013年12月19日

当社コーポレート・オフィサーおよび上級幹部に対する ストック・オプション(新株予約権)発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社コーポレート・オフィサーおよび上級幹部に対してストック・オプションとして割当てする新株予約権の募集事項等を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社コーポレート・オフィサーおよび上級幹部に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

コーポレート・オフィサーおよび上級幹部の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上を図るため。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称 武田薬品工業株式会社 2013年度第2回発行新株予約権

2. 新株予約権割当て対象者の区分およびその人数

当社コーポレート・オフィサーおよび上級幹部 134名

3. 新株予約権の総数

11,331個

上記総数は、割当て予定個数であり、新株予約権の引受けの申込みの数の合計が上記総数に満たない場合には、当該申込みの数の合計をもって割当てする新株予約権の総数とします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権 1 個当たり当社普通株式 100 株。

なお、本取締役会決議日以降、当社が普通株式の株式分割、普通株式の無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

(注)株式の無償割当ての場合は、無償割当て後の発行済株式総数(自己株式を除く)を無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)をもって除した商をもって上記比率とする。

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、本取締役会決議日以降、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整を行うものとします。

これら、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。

5. 新株予約権の払込金額またはその算定方法

新株予約権 1 個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という)は、割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)をもとに山田 FAS 株式会社に委託して算出)とします。

※払込金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しません。

※コーポレート・オフィサーおよび上級幹部が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺します。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの価額(以下「行使価額」という)に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権発行日の前 1 ヶ月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の単純平均の金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げます。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とします。

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- (3) 新株予約権の割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

7. 新株予約権の割当日

2014年1月10日

8. 新株予約権の権利行使期間

2016年7月20日から2033年7月19日までとします。

ただし、2016年7月20日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合には、退任または退職の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとします。

9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者に当社または当社グループに対する背信行為があったと認められる場合には、その新株予約権を行使することができないものとします。

- (3)新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その新株予約権を行使することができないものとします。
- (4)新株予約権の質入その他の処分は認めません。
- (5)1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとします。

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要します。

11. 新株予約権の取得条項

- (1)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件のいずれかを満たさなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額(A)は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(B)の2分の1の金額とします。

ただし、本計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額(B)から、上記の増加する資本金の額(A)を減じた金額とします。

以上